

栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業 Q & A

令和 4 年 1 1 月 1 日現在

Q 1 ケアラーとはどのような人ですか。

回答 本町に住民登録をしている、実施施設で受け入れ可能な 40 歳以上の高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする者(以下「被援助者」という。)に介護や日常の世話をを行っている人です。ケアラーの住所地は、町内外を問いません。

Q 2 友人・知人でも、登録申請や利用申請ができますか。

回答 ケアラーであれば、誰でも登録申請や利用申請を行うことができます。なお、被援助者(高齢者等で実施施設に滞在する者)が施設を利用する場合は、被援助者と施設との利用契約を結ぶことになります。利用にあたっては、ケアラー及び被援助者とその家族間にトラブルがないよう配慮願います。

Q 3 どのような場合利用できますか。

回答 被援助者が、介護保険法や障害者総合支援法のサービスを受けている場合は、緊急時のみ利用できます。入院治療の必要性がなく、実施施設で受入れ可能である被援助者のうち、介護保険法や障害者総合支援法によるサービスが利用できる者は、外出や冠婚葬祭、ケアラーのリフレッシュ目的の利用ができません。

ただし、ケアラーの入院や事故等の事情が出た場合は、同法のサービスを利用したのちに、介護保険等の限度額を超過した分及び、短期入所利用連続 30 日ルールにより、31 日目に自費利用が発生する分のみ利用ができます。(特段の事情で、居宅介護支援事業所等のケアマネジャーと契約ができない場合は、例外的に認められることがありますので、栗山町社会福祉協議会の申請窓口(以下「申請窓口」という。))にお問い合わせください。

なお、利用決定後に、医療処置など諸事情や心身状況に変更があった場合、利用ができなくなることもあるため、そのことがわかった時点で申請窓口に申し出てください。

Q 4 ケアマネジャーは申請することができますか。

回答 ケアラーのみが申請者になるため、ケアマネジャーは申請者に該当しません。なお、ケアラーが申請窓口に来ることが難しい場合の代理提出は可能です。申請窓口にて、ケアラーが直接、窓口申請できない理由をお伝えください。郵送による申請も受け付けます。

Q 5 ケアラーが1人のみで、そのケアラーが入院したため、登録申請書や利用申請書を提出することが難しい場合はどうすれば良いですか。

回答 郵送申請が可能です。ケアラーが入院している場合は、病院のソーシャルワーカーとご相談ください。また、ケアラーが1人のみの場合は、被援助者の今後の長期的な生活自体の問題につながることもあり、長期間在宅生活を継続することが難しいようでしたら、施設入所など被援助者に必要とされる生活を検討してください。

Q 6 登録申請をしてからの流れを教えてください。

回答 利用にあたっては、事前登録を行うことが前提になります。登録申請書を申請窓口へ提出します。

登録後、サービス利用をする際は、利用申請書を申請窓口へ提出してください。なお、登録の内容に変更があった場合は、速やかに申請窓口へ、栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業登録変更届を提出してください。

Q 7 登録及び利用申請の際に必要な提出書類はありますか。

回答 ・登録時

- (1)「栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業登録申請書」
- (2)「個人情報の使用に関する同意書」
- (3)介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証の写し（認定済みの場合のみ提出）

・利用申請時

- (1)「栗山町ケアラーお出かけ安心サービス事業利用申請書」

※介護保険利用者の場合は、下記を併せて提出する

- (2)当該月のサービス利用票の写し（押印済み）
- (3)介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証の写し（認定済みの場合、ただし登録時に提出した被保険者証が認定有効期間内であれば、省略可）

当該月のサービス利用実績に関する書類（実績を入力したサービス提供票等、サービス提供実績で限度額超過がわかるものであれば可）の提出もお願いいたします。

Q 8 緊急のため登録申請書や利用申請書を書かなくても、サービス利用はできますか。

回答 緊急時の受入れは、緊急の理由があれば、口頭で申請可能です。ただし、事後速やかに登録申請書と利用申請書を申請窓口へ提出してください。なお、通常時は利用3日前までに利用申請書を提出してください。

Q 9 利用中に利用期間を延長したい場合はどうしたらよいですか。

回答 延長理由が外出等でしたら利用開始日から7日以内、緊急時は利用開始日から30日以内であれば、利用申請書の提出なしに延長できます。申請窓口へその旨を申し出てください。ただし、外出等の理由で、やむを得ない理由により、7日を超えて延長を希望する場合は、再度、利用申請書を申請窓口へ提出してください。

Q 1 0 ケアラーが入院し、退院したのち再入院した場合。繰り返し利用できますか。

回答 初回の入所日より30日以内であれば、繰り返し利用することができます。ただし、緊急時利用の場合、今後、ケアラーの不在が長期間に渡ることによって、被援助者が在宅で生活が続けることが難しいようでしたら、安定的な生活を継続するために、施設入所など被援助者に必要とされる生活を検討してください。

Q 1 1 利用にあたり、その起算日はいつからですか。

回答 入所した日が起算日になります。ただし、介護保険による短期入所が利用できるが、区分支給限度基準額超過があった場合は、超過する日が起算日になります。また、短期入所の30日連続利用ルールで、利用31日目に自費利用が発生する日の場合は、該当日が起算日とされ、以降、30日間が該当します。なお、介護保険の保険適用期間は、保険分が優先されるために、利用できません。

Q 1 2 生活保護を受給している場合の取り扱いはどうなりますか。

回答 生活保護受給者の場合は、実施施設との契約に基づく利用料のうち滞在費は、町が負担するためにかかりません。ただし、長期間利用の場合は、保護費支給の決定取り消しになる可能性があることから、担当のケースワーカーにご確認ください。

Q 1 3 (介護予防) 福祉用具貸与の取り扱いはどうなりますか。

回答 介護保険において短期入所が1か月以上の利用になる場合は、長期入所とみなされます。また、福祉用具に関しては、入所・短期入所の利用にあたり、福祉用具を施設側で用意することが原則になり、在宅での利用がないために算定できません。(介護予防) 福祉用具貸与がケアプラン上において必要になるのかの問題につながることから、実際に即した判断をお願いいたします。

Q 1 4 被援助者の短期入所中の転入・転出の場合はどのように取り扱いますか。

回答 被援助者は、栗山町の住民基本台帳に記載されている者になります。転入の場合は、転入した日(住民日)から30日以内が制度利用の該当になります。転出した場合は、転出した日(住民喪失日)の前の日までが対象になります。

Q 1 5 利用開始日又は、利用途中で区分変更申請を行った場合は、どのような取り扱いになりますか。

回答 要介護認定等の場合、申請を受理してから、認定結果が出るのに法定で30日以内と定められています。当該月のサービス提供実績の確定は、介護報酬の請求と同様の考え方になります。サービス実績が確定した後に、制度利用による請求額が決定することから、サービス利用にあたっては、被援助者に十分な説明をお願いいたします。